

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第六節 国鉄労組の争議

処分撤回闘争

前年末の賃金闘争における一斉賜暇などの闘争戦術にたいして、国鉄当局は強硬処分をほのめかしていたが、その発表は一日延しにされていた。組合側の処分反対運動は五三年に入ってから次第に動きはじめ、一月一〇日には全国にさきがけて北陸地方本部から組合員署名簿と血書をもった激励団が上京し、つづいて一一、一二両日には全国委員長が上京、処分反対を当局、関係大臣に申し入れた。また西鹿児島工場支部からも「九日第一八回闘争委で、処分反対闘争にはストも辞せないと決定した」との決議文が手交された。

なお中闘は一月八日すでにつぎのような声明書を発表していた。

(声明書)

情報によると国鉄当局は近く年末闘争の責任者を処分すべく寄り寄り協議中の模様であり、このことはわれわれにとって極めて遺憾なところである。

国鉄当局が今次処分を決定するにいたった経緯は、今次闘争において国鉄労働組合が一二月一五日本庁はじめ非現業部門において一斉休暇をとったことは争議行為であり、公労法違反であると判定していることによるものである。然しこれは国鉄当局の一方的な判断であり、われわれの絶対容認できないところである。

そもそも仲裁制度は、わが国鉄労働組合から罷業権を禁止し、それに代るものとして、労資間の紛争を友好的且つ平和的に解決するため設けられたものであり労資双方が最終的に拘束されるものであるにも拘らず、過去二回にわたってこれを蹂躪し、今回またこれを無視しようとしていたのである。

われわれは公労法の権威を尊重し、民主主義と生活を守る立場から、四カ月の長期にわたり平和的努力を続けた後、一二月一五日に一斉休暇をとり、国鉄当局並びに政府に対してその反省を促したのであり、しかもこの場合保安要員を除外して列車の運行に支障の起らない様慎重に配慮した等、決して正常なる業務の運営を阻害する目的をもって行った行為でなく、公労法を些かも蹂躪するものでないことを確信するものである。

国鉄当局が今回の裁定を実施出来得る財源を国会において認められたにも拘らず裁定を実施せず、自ら法律を無視する態度をとりながら、一方的に処分を行う暴挙は、果して公労法の権威と民主主義のルールを尊重した行為といえることができるであろうか。こ

のことは国鉄労働組合は勿論、全日本の労働組合否全国民大衆に訴えてはばからな
いところであり、更に日本の労働運動史上にはじめて弾圧の先鞭を加えたものとして、
われわれは断じて容認出来ないところである。

われわれは速かにこの事実を四〇万組合員に訴え、その総意に基きあらゆる方法を
もって、これが撤回闘争に立ちあがることを決意した。われわれが今展開しようとするこ
の闘争に対して全日本の労働者諸君並びに国民各位の真の協力を切に期待し、声明
するものである。

昭和二八年一月八日

国鉄労働組合

一四日にいたって国鉄当局はついに大和委員長、相沢副委員長、太田書記長の三役にたいして
解雇の通告を行ってきた。国鉄中闘はこの辞令を突返し、直ちに秘密会をひらいて当面の闘争方針
を討議した結果、不当処分撤回闘争の展開について指令一六号を決定し、つぎのような行動を各地
方本部に指示した。

- 一、直ちに局長に対して団体交渉を開始し徹底的にその非を追求し不当処分の撤回を要求
すること。この場合の要領は一月八日中闘が発表した声明書の趣旨により行うこと。
- 二、各級機関は創意をこらして内外共に宣伝活動を活潑に行い特に当局の一方的な暴挙を
訴え世論喚起をはかること。
この場合指令第一三号による署名運動と密接な連繫を保ちその効果をも期待すること。
- 三、全組合員は尠くとも一通以上の抗議文を官房長官、運輸大臣、労働大臣、国鉄総裁、副
総裁宛速かに送ること。この場合の文案は各地方本部手配すること。
- 四、闘争指令第一三号による不当処分反対署名簿は第一次分としてなるべく早くとりまとめ
今月末まで本部に到着するよう送附すること。
- 五、各地方本部所在の友誼団体に不当処分の内容を訴え、速かに不当処分反対共同闘争
機関を設置して闘うこと。

六、二八年度予算は目下政府、与党の間に於て着々進行しつつあるが、中闘は之に対
して別紙(一)のとおり予算編成に対する組合の態度を決定し意見として政府、自由党、
官房長官、大蔵大臣等に陳情を行っているがここ数日中に政府案が決定される段階に
あるので各級機関は至急第三項の抗議文と共に関係機関に対して予算編成に対する
陳情書を送ると共に二〇日以降国会陳情及び国会工作を行うため適宜上京団を組織
して送ること。

かくして署名運動、抗議大会、街頭宣伝などの処分反対闘争が全国的に展開され、各地からの上
京団が総裁、副総裁らと会見して不当処分撤回の申入れを行った。中闘はこれらの地方の動きと併
行して指令一七号を出し、二三日には本庁中庭において抗議大会をひらいた。この日は組合員二
〇〇〇名が参集し、赤旗を先頭に本庁内廊下を八階屋上までデモ行進し、「長崎クビだ、天坊クビ
だ」と氣勢をあげ、屋上で解散した。

一月二六日から第三〇回中央委員会がひらかれ、当面の闘争方針、賃金要求、参院選挙闘争などにつ
いて討議されたが、闘争目標と、闘争の展開は次のように決定された。

(決定した当面の闘争方針)

- 一、方針(略)
- 二、闘争目標
 - (一)不当処分を断固撤回させる。
 - (二)戦前の生活水準を回復する新賃金を要求しつつ、給与予算の拡大をはかり、再軍備
予算を打破する。
 - (三)予算定員を増加せしめ、労働強化と闘う。

(四)退職金制度の確立。

(五)団体交渉方式を確立し、組織の強化発展をはかる。

(六)公労法を撤回させ、国鉄経営の自主性を確立し、健全化を図るため日鉄法の改正をはかる。

(七)参議院選挙を勝ち抜き吉田内閣を打倒する。

三、要領(略)

四、闘争の展開

(一)第一期国会終了まで

イ 不当処分反対闘争は年度末手当獲得闘争、二八年度予算闘争と複合して闘い、これらの闘争の頂点と合して第一の決戦段階を設け、最悪の場合をも考慮して最高度に闘う。

ロ この場合共闘態勢の強化をはかり、徹底的に宣伝活動を行い、新賃金要求、予算定員の増加を二八年度予算の組替に導く。

(二)第二期参議院選挙まで

イ 第一期における闘争の組織を参議院選挙に導き、その成果を拡大する闘争に発展させ再軍備反対と民主安定の宣伝活動を強化して参議院選挙を勝ち抜くとともに憲法改正に対抗する基盤を確立する。

ロ 不当処分に関する仮処分の判決と合して第二の決戦段階を設け、最高度の闘いを展開する。

これらの闘争を通じて、労働者の統一母体たる総評に対する悪質な分裂行動を克服して、広汎な大衆戦線の統一を図りつつ、吉田内閣打倒に結集させる。

右のような闘争方針にも明らかなように、処分反対闘争は年度末手当、予算等の経済闘争とからめて展開されることになり、他方二月六日には三役の地位保全仮処分を申請した。

夏季手当の闘争

国鉄労組は五月一二日、現行ベースの一ヵ月分の夏季手当の要求書を当局に提出し、それとあわせて退職金の労働協約締結、旅費の改正、有資格者百%の昇給、三役の不当解雇取消しなど九項目の申し入れを行った。しかし五三年度における夏季手当の闘争は組合が全国大会を目前にひかえ、六月中は中央委員、代議員選挙などが重なっているため当初から困難が予想された。

五月二二日、当局から回答があったが、夏季手当については「いま暫定予算を編成しているところであるからはっきりいうことはできない」とし、その他の諸要求についてもほとんど誠意ある回答がえられなかったため、組合側はこれにふんげきし、二三日以降に職場大会、宣伝闘争を活潑に展開することを決定した。二五日にも団体交渉が行われたが、当局は「政府の方針が夏季手当については〇・五ヵ月分の予算をくむつもりであるからどうにもならない」と主張し、また昇給の問題についても「一〇〇%昇給はベース・アップの性格をもつので収入のうらづけのない現在行うことはできない」とこたえて依然交渉はあゆみよりをみせなかった。かくして中闘は三〇日「六月一日から東京地方本部をはじめ各地方本部は動員をおこなって中央の交渉を強化すること、六月一日から一〇日まで政府の二八年度の予算編成にたいして圧力をかけるために動員を行うこと」を各地方本部に指令した。

六月二日には東京地方本部から動員された組合員も参加して交渉が行われたが、当局は「六月二三日に半月分を払うことにして、これではまんしてもらいたい」とこたえたが、中闘は、この六月分は七月の上期の給料日に支払わせることにし、それまでは一ヵ月の支給をめざして強力なたたかいをすすめることに態度を決定した。このような中闘の決定はさらに六月一二日からひらかれた第一二回大会において絶対多数で確認され、大会が終ってから指令四一号を発して、二二日から中央、地方ともにすわりこみを行うことを指示した。しかし夏季手当の支給を決定することとなる七月分の

暫定予算の国会審議はたけなわとなり、改進黨が左右社会党に同調するか否かが夏季手当の予算を追加する上できわめて重要になったため、二二日からすわりこみを中止し、大衆動員による改進黨工作に全力を集中することになった。さらに指令四三号にもとづいて二九日から四日間、中央地方の全国的なすわりこみを行うことになった。

二九日以降は新中闘によって交渉が継続され、組合側は二七日における衆議院の予算委員会で「ことしの年末手当のなかから〇・二五を夏季手当の増額分として支給できるように政府はすみやかに措置をとるよう」との決議が行われたことを足場に当局にたいして〇・二五は八日に支給できないはずはないと追及したが、当局は本予算がまだきまっていないからということ根拠に、組合の要求を拒否した。かくして中闘は三日から運転保安規整運動の実行を指令し青函、秋田、札幌、盛岡、高崎、釧路、北陸等の一五地方本部において超勤拒否と併行して規整運動が展開された。

組合の当面の目標は、国会の予算委員会できまった〇・二五を国会と政府に予算化させること、当局にはこの〇・二五を必ず払うよう約束させること、にあったが前者は改進黨の態度がはっきりしないため難行し、後者についても当局は一向に承知しようとしないので、交渉は暗礁にのりあげた。そこで組合は九日から一三日までの五日間、組合員が一人残らず一日の休暇をとるたたかいを展開することになり、一〇日午前一〇時現在において、札幌一八〇〇名、新潟八六六名、南近畿一〇〇一名、千葉五五〇名、水戸五三〇名、旭川八〇〇名、北陸一二〇〇名がそれぞれ休暇をとった。

交渉はその後一四、一六、一七、一八日にひきつづき行われたが、一七日に当局は「二三日には間に合わないが、国鉄は独自の立場にたつて八月八日に〇・二を出したい」とこたえ、また一八日には「一、公務員が〇・二五出せば〇・二五は出す、二、七月中には払えない、三、政府の措置も国会も決まっていないのだから、いまは八日に〇・二支払うということだけだ」ということが確認された。中闘は国会工作に全力をあげた結果、改進黨は二一日ついに〇・二五を支給することに態度を決定したため自由党および政府もこれを認めざるをえなくなった。かくして二二日当局との交渉によって二ヵ月余りにわたって闘われた夏季手当の闘争も妥結をみるにいたった。妥結の条件はつぎの通りである。

一、〇・二五は八月一日以降準備が出来次第早急に支払う。

二、九億二〇〇〇万円の問題(これは組合の努力によって給与の予算に追加させたものである)についてはこれを全部一斉昇給にあてる。なお二三日の〇・五(実際の計算では八日の〇・五)は七月昇給以前の給与を基礎として支払うようにしているが、これは七月昇給後のものを基礎にする。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
